

令和 2 年度名古屋市教育委員会第48号議案

名古屋市図書館館則等の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

- (1) 名古屋市図書館条例の一部改正により、令和 4 年度から東図書館、守山図書館、名東図書館及び天白図書館の管理を指定管理者に行わせることに伴い、指定管理者の指定の手續に係る規定の整備を行います。

【指定管理者制度導入館】

導入年度	図書館名
平成25年度	志段味図書館
平成29年度	中村図書館、富田図書館、緑図書館、徳重図書館
令和 4 年度【今回】	東図書館、守山図書館、名東図書館、天白図書館

- (2) 以下の規則について、駐車場の使用料等の減免に関する規定の整理を行います。

- ア 名古屋市図書館館則
- イ 名古屋市博物館条例施行規則
- ウ 名古屋市美術館条例施行規則
- エ 名古屋市科学館条例施行規則
- オ 名古屋市生涯学習センター条例施行規則
- カ 名古屋市女性会館条例施行規則
- キ 名古屋市志段味古墳群歴史の里条例施行規則

2 施行期日

公布の日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

名古屋市図書館館則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市図書館館則等の一部を改正する規則

(名古屋市図書館館則の一部改正)

第 1 条 名古屋市図書館館則（昭和26年名古屋市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 4 号中「（以下「中村図書館等」という。）」を削る。

第27条第 1 号オ中「療育手帳等」を「もの」に改め、同号カ中「第 7 条」を「第 7 条第 4 項」に改め、同号キ中「り患している」を「よる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である」に改め、同号ケ中「市長」を「区長」に改める。

第30条第 1 項中「中村図書館等」を「東図書館、中村図書館、富田図書館、守山図書館、志段味図書館、緑図書館、徳重図書館、名東図書館及び天白図書館（以下「東図書館等」という。）」に改め、同条第 3 項中「中村図書館等」を「東図書館等」に改める。

第33条及び第34条中「中村図書館等」を「東図書館等」に改める。

(名古屋市博物館条例施行規則の一部改正)

第2条 名古屋市博物館条例施行規則（昭和52年名古屋市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第5号中「療育手帳等」を「もの」に改め、同項第6号中「第7条」を「第7条第4項」に改め、同項第7号中「り患している」を「よる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である」に改め、同項第9号中「市長」を「区長」に改める。

(名古屋市美術館条例施行規則の一部改正)

第3条 名古屋市美術館条例施行規則（昭和63年名古屋市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第5号中「療育手帳等」を「もの」に改め、同項第6号中「第7条」を「第7条第4項」に改め、同項第7号中「り患している」を「よる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である」に改め、同項第9号中「市長」を「区長」に改める。

(名古屋市科学館条例施行規則の一部改正)

第4条 名古屋市科学館条例施行規則（昭和55年名古屋市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第5号中「療育手帳等」を「もの」に改め、同項第6号中「第7条」を「第7条第4項」に改め、同項第7号中「り患している」を「よる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である」に改め、同項第9号中「市長」を「区長」に改める。

(名古屋市生涯学習センター条例施行規則の一部改正)

第5条 名古屋市生涯学習センター条例施行規則（平成12年名古屋市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号オ中「療育手帳等」を「もの」に改め、同号カ中「第7条」を「第7条第4項」に改め、同号キ中「り患している」を「よる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である」に改め、同号ケ中「市長」を「区長」に改める。

(名古屋市女性会館条例施行規則の一部改正)

第6条 名古屋市女性会館条例施行規則（昭和53年名古屋市教育委員会規則第

13号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第3号オ中「療育手帳等」を「もの」に改め、同号カ中「第7条」を「第7条第4項」に改め、同号キ中「り患している」を「よる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である」に改め、同号ケ中「市長」を「区長」に改める。

(名古屋市志段味古墳群歴史の里条例施行規則の一部改正)

第7条 名古屋市志段味古墳群歴史の里条例施行規則（平成30年名古屋市教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第5号中「療育手帳等」を「もの」に改め、同項第6号中「第7条」を「第7条第4項」に改め、同項第7号中「り患している」を「よる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である」に改め、同項第9号中「市長」を「区長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

1 名古屋市図書館館則（抜すい）

改 正 案	現 行
第8条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、退館を命ずることがある。 (1)～(3) (略) (4) その他館長（中村図書館、富田図書館、志段味図書館、緑図書館及び徳重図書館にあっては、指定管理者。以下同じ。）において支障があると認める者 第27条 条例第2条第2項の規定による使用料の減免は、申請に基づいて行うものとし、減免することができる場合及びその額は、次のとおりとする。 (1) 次に掲げる手帳又は受給者証（以下「手帳等」という。）のいずれかの交付を受けている者が乗車している普通自動車を駐車するため、当該手帳等を係員に提示し確認を受けて駐車場を使用するとき。 使用料の全額 ア～エ (略) オ 市長の発行する愛護手帳（これ	第8条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、退館を命ずることがある。 (1)～(3) (略) (4) その他館長（中村図書館、富田図書館、志段味図書館、緑図書館及び徳重図書館（以下「中村図書館等」という。）にあっては、指定管理者。以下同じ。）において支障があると認める者 第27条 条例第2条第2項の規定による使用料の減免は、申請に基づいて行うものとし、減免することができる場合及びその額は、次のとおりとする。 (1) 次に掲げる手帳又は受給者証（以下「手帳等」という。）のいずれかの交付を受けている者が乗車している普通自動車を駐車するため、当該手帳等を係員に提示し確認を受けて駐車場を使用するとき。 使用料の全額 ア～エ (略) オ 市長の発行する愛護手帳（これ

に類するものを含む。)

カ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）
第7条第4項に規定する医療受給者証

キ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）
第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める特殊の疾病による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（以下「特殊疾病者」という。）に係るものに限る。）

ク （略）

ケ 区長の発行する移動支援・地域活動支援受給者証（これに類するものを含む。）（特殊疾病者に係るものに限る。）

(2) （略）

第30条 条例第5条第2項の規定による東図書館、中村図書館、富田図書館、守山図書館、志段味図書館、緑図書館、徳重図書館、名東図書館及び天白図書館（以下「東図書館等」という。）の指定管理者の指定の申請は、名古屋市図書館指定管理者指定申請書（別記様

に類する療育手帳等を含む。)

カ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）
第7条に規定する医療受給者証

キ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）
第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める特殊の疾病にり患している者（以下「特殊疾病者」という。）に係るものに限る。）

ク （略）

ケ 市長の発行する移動支援・地域活動支援受給者証（これに類するものを含む。）（特殊疾病者に係るものに限る。）

(2) （略）

第30条 条例第5条第2項の規定による中村図書館等の指定管理者の指定の申請は、名古屋市図書館指定管理者指定申請書（別記様式）によって行わなければならない。

式) によって行わなければならない。 2 (略) 3 <u>東図書館等</u>の指定管理者の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。 (1)～(3) (略) 第33条 指定管理者の指定をするに当たっては、当該指定管理者の指定をしようとする者と、<u>東図書館等</u>の管理に関する協定を締結するものとする。 2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1) (略) (2) <u>東図書館等</u>の管理費用として、本市が支払う金額 (3)～(7) (略) 第34条 (略) 2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) (略) (2) <u>東図書館等</u>の使用状況 (3) <u>東図書館等</u>の管理経費等の収支状況 (4) (略)	2 (略) 3 <u>中村図書館等</u>の指定管理者の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。 (1)～(3) (略) 第33条 指定管理者の指定をするに当たっては、当該指定管理者の指定をしようとする者と、<u>中村図書館等</u>の管理に関する協定を締結するものとする。 2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1) (略) (2) <u>中村図書館等</u>の管理費用として、本市が支払う金額 (3)～(7) (略) 第34条 (略) 2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) (略) (2) <u>中村図書館等</u>の使用状況 (3) <u>中村図書館等</u>の管理経費等の収支状況 (4) (略)
---	--

2 名古屋市博物館条例施行規則（抜すい）

改 正 案	現 行
(観覧料の減免) 第8条 条例第13条第1項第2号に規定	(観覧料の減免) 第8条 条例第13条第1項第2号に規定

する規則で定める者は、次に掲げる手帳又は受給者証のいずれかの交付を受けている者とする。 (1)～(4) (略) (5) 市長の発行する愛護手帳（これに類する<u>もの</u>を含む。） (6) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証 (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める特殊の疾病に<u>よる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者</u>（以下「特殊疾病者」という。）に係るものに限る。） (8) (略) (9) <u>区長</u>の発行する移動支援・地域活動支援受給者証（これに類するものを含む。）（特殊疾病者に係るものに限る。） 2 (略)	する規則で定める者は、次に掲げる手帳又は受給者証のいずれかの交付を受けている者とする。 (1)～(4) (略) (5) 市長の発行する愛護手帳（これに類する<u>療育手帳等</u>を含む。） (6) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条に規定する医療受給者証 (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める特殊の疾病に<u>り患している者</u>（以下「特殊疾病者」という。）に係るものに限る。） (8) (略) (9) <u>市長</u>の発行する移動支援・地域活動支援受給者証（これに類するものを含む。）（特殊疾病者に係るものに限る。） 2 (略)
---	--

3 名古屋市美術館条例施行規則（抜すい）

改 正 案	現 行
(観覧料の減免)	(観覧料の減免)

第5条 条例第7条第1項第2号に規定する規則で定める者は、次に掲げる手帳又は受給者証のいずれかの交付を受けている者とする。

(1)～(4) (略)

(5) 市長の発行する愛護手帳（これに類するものを含む。）

(6) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証

(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める特殊の疾病による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（以下「特殊疾病者」という。）に係るものに限る。）

(8) (略)

(9) 区長の発行する移動支援・地域活動支援受給者証（これに類するものを含む。）（特殊疾病者に係るものに限る。）

2 (略)

第5条 条例第7条第1項第2号に規定する規則で定める者は、次に掲げる手帳又は受給者証のいずれかの交付を受けている者とする。

(1)～(4) (略)

(5) 市長の発行する愛護手帳（これに類する療育手帳等を含む。）

(6) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条に規定する医療受給者証

(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める特殊の疾病にり患している者（以下「特殊疾病者」という。）に係るものに限る。）

(8) (略)

(9) 市長の発行する移動支援・地域活動支援受給者証（これに類するものを含む。）（特殊疾病者に係るものに限る。）

2 (略)

4 名古屋市科学館条例施行規則（抜すい）

改 正 案	現 行
（観覧料の減免） 第9条 条例第5条第1項第2号に規定する規則で定める者は、次に掲げる手帳又は受給者証のいずれかの交付を受けている者とする。 （1）～（4） （略） （5）市長の発行する愛護手帳（これに類する<u>もの</u>を含む。） （6）難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証 （7）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める特殊の疾病による<u>障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者</u>（以下「特殊疾病者」という。）に係るものに限る。） （8）（略） （9）<u>区長</u>の発行する移動支援・地域活動支援受給者証（これに類するものを含む。）（特殊疾病者に係るものに限る。） 2 （略）	（観覧料の減免） 第9条 条例第5条第1項第2号に規定する規則で定める者は、次に掲げる手帳又は受給者証のいずれかの交付を受けている者とする。 （1）～（4） （略） （5）市長の発行する愛護手帳（これに類する<u>療育手帳等</u>を含む。） （6）難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条に規定する医療受給者証 （7）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める特殊の疾病に<u>り患している者</u>（以下「特殊疾病者」という。）に係るものに限る。） （8）（略） （9）<u>市長</u>の発行する移動支援・地域活動支援受給者証（これに類するものを含む。）（特殊疾病者に係るものに限る。） 2 （略）

5 名古屋市生涯学習センター条例施行規則（抜すい）

改 正 案	現 行
(利用料金の減免) 第11条 条例第5条の規定により指定管理者が利用料金を減免することができる場合は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 次に掲げる手帳又は受給者証（以下「手帳等」という。）のいずれかの交付を受けている者が乗車している普通自動車を駐車するため、当該手帳等を係員に提示し確認を受けて駐車場を使用するとき。 ア～エ (略) オ 市長の発行する愛護手帳（これに類する<u>もの</u>を含む。） カ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第<u>4項</u>に規定する医療受給者証 キ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める特殊の疾病による<u>障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者</u>	(利用料金の減免) 第11条 条例第5条の規定により指定管理者が利用料金を減免することができる場合は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 次に掲げる手帳又は受給者証（以下「手帳等」という。）のいずれかの交付を受けている者が乗車している普通自動車を駐車するため、当該手帳等を係員に提示し確認を受けて駐車場を使用するとき。 ア～エ (略) オ 市長の発行する愛護手帳（これに類する<u>療育手帳等</u>を含む。） カ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条に規定する医療受給者証 キ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める特殊の疾病に<u>り患している者</u>（以下「特殊疾病者」という。）に係

(以下「特殊疾病者」という。) に係るものに限る。) ク (略) ケ <u>区長</u>の発行する移動支援・地域活動支援受給者証（これに類するものを含む。）（特殊疾病者に係るものに限る。) (3)～(4) (略) 2 (略)	るものに限る。) ク (略) ケ <u>市長</u>の発行する移動支援・地域活動支援受給者証（これに類するものを含む。）（特殊疾病者に係るものに限る。) (3)～(4) (略) 2 (略)
--	---

6 名古屋市女性会館条例施行規則（抜すい）

改 正 案	現 行
(利用料金の減免) 第10条 条例第6条の規定により指定管理者が利用料金を減免することができる場合は、次のとおりとする。 (1)～(2) (略) (3) 次に掲げる手帳又は受給者証（以下「手帳等」という。）のいずれかの交付を受けている者が乗車している普通自動車を駐車するため、当該手帳等を係員に提示し確認を受けて駐車場を使用するとき。 ア～エ (略) オ 市長の発行する愛護手帳（これに類する<u>もの</u>を含む。) カ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第<u>4</u>項に規定する医療受給	(利用料金の減免) 第10条 条例第6条の規定により指定管理者が利用料金を減免することができる場合は、次のとおりとする。 (1)～(2) (略) (3) 次に掲げる手帳又は受給者証（以下「手帳等」という。）のいずれかの交付を受けている者が乗車している普通自動車を駐車するため、当該手帳等を係員に提示し確認を受けて駐車場を使用するとき。 ア～エ (略) オ 市長の発行する愛護手帳（これに類する<u>療育手帳等</u>を含む。) カ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条に規定する医療受給者証

者証 キ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める特殊の疾病による<u>障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者</u>（以下「特殊疾病者」という。）に係るものに限る。） ク （略） ケ <u>区長</u>の発行する移動支援・地域活動支援受給者証（これに類するものを含む。）（特殊疾病者に係るものに限る。） (4)～(5) （略） 2 （略）	キ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める特殊の疾病に<u>り患している者</u>（以下「特殊疾病者」という。）に係るものに限る。） ク （略） ケ <u>市長</u>の発行する移動支援・地域活動支援受給者証（これに類するものを含む。）（特殊疾病者に係るものに限る。） (4)～(5) （略） 2 （略）
--	---

7 名古屋市志段味古墳群歴史の里条例施行規則（抜すい）

改 正 案	現 行
(利用料金の減免) 第9条 条例第6条第1項第2号に規定する教育委員会規則で定める者は、次に掲げる手帳又は受給者証のいずれかの交付を受けている者とする。 (1)～(4) （略） (5) 市長の発行する愛護手帳（これに	(利用料金の減免) 第9条 条例第6条第1項第2号に規定する教育委員会規則で定める者は、次に掲げる手帳又は受給者証のいずれかの交付を受けている者とする。 (1)～(4) （略） (5) 市長の発行する愛護手帳（これに

類する<u>もの</u>を含む。) (6) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証 (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める特殊の疾病による<u>障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者</u>（以下「特殊疾病者」という。）に係るものに限る。) (8) （略） (9) <u>区長</u>の発行する移動支援・地域活動支援受給者証（これに類するものを含む。）（特殊疾病者に係るものに限る。） 2 （略）	類する<u>療育手帳等</u>を含む。) (6) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条に規定する医療受給者証 (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める特殊の疾病に<u>り患している者</u>（以下「特殊疾病者」という。）に係るものに限る。) (8) （略） (9) <u>市長</u>の発行する移動支援・地域活動支援受給者証（これに類するものを含む。）（特殊疾病者に係るものに限る。） 2 （略）
--	---